四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旧北国街道を舞台とした「野々市版コミュニティ・リビング」創出プロジェクト

二　地域再生計画の名称　旧北国街道を舞台とした「野々市版コミュニティ・リビング」創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　野々市市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県河北郡内灘町

二　地域再生計画の名称　ヘルスケア産業創出による健康寿命延伸計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県河北郡内灘町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井市

二　地域再生計画の名称　テキスタイルマテリアル・グローアッププロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福井市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　勝山市

二　地域再生計画の名称　地域ブランド「九頭竜川勝山あゆ」を活かした観光振興計画

三　地域再生計画の区域の範囲　勝山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　勝山市

二　地域再生計画の名称　勝山市観光まちづくり株式会社によるふるさと回帰推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　勝山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鯖江市

二　地域再生計画の名称　２０２０年東京オリ・パラと連動した「めがねのまちさばえ」強化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鯖江市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクト

二　地域再生計画の名称　郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　富士吉田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大月市

二　地域再生計画の名称　教育支援・世代間交流センターを中心とする子育て支援・人材育成支援及び地域活性化拠点整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大月市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北杜市

二　地域再生計画の名称　北の杜フードバレープロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北杜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県南都留郡道志村

二　地域再生計画の名称　清流が結ぶ都市住民との地域再生